



Japanese Welfare Society in Australia

# Hope Connection Newsletter No.71

ホープコネクションニュースレター第71号 発行日2014年11月1日

発行者 Hope Connection Inc.

\*\* Hope Connection Inc. はビクトリア州政府に登録された非営利非宗教の社会福祉団体です \*\*

住所/郵便宛先 c/o Hope Foundation, 40 Grattan St. Prahran VIC 3181 電話(電話相談兼用) 0408-574-824

ホームページ: <http://www.hopeconnection.org.au>

e-mail: [info@hopeconnection.org.au](mailto:info@hopeconnection.org.au)

## ご挨拶

さわやかな季節がやってきました、皆さんいかがお過ごしですか。6月のクイーンズデーの後、メルボルンの祝日は11月のメルボルンカップまでないため、メルボルニアンはこのメルボルンカップの祝日を首を長くして待っています。日本人としては競馬の日が祝日になるのはなんとなく不思議な気がしますが、スプリングカーニバルと呼ばれる、10月末から始まる競馬のイベントはメルボルンならではの華やかさがあります。

スプリングカーニバルが終了するといよいよ夏到来といった気分になり、南半球ではほとんどの大きなイベント(クリスマス、お正月、旧正月、オーストラリアオープンなど)が夏の間に行われます。その夏の間には様々なイベントがメルボルン市内、市外で行われ、無料のものも多いのがメルボルン。その情報を逃さないために、いくつかのウェブサイトピックアップしてみました。

ご存知の方も多いかと思われる **That's Melbourne**

<http://www.thatsmelbourne.com.au/Pages/Home.aspx>

無料のイベントの検索も可能ですし、子供向けや、アート、食べ物など色々なカテゴリで検索ができるサイトです。もちろん冬の間も色々ありますが、やはり夏になると更に野外の無料のイベントなどが多く見られます。

もうひとつは **Weekend Note**

<http://www.weekendnotes.com/melbourne/>

こちらのサイトではメルボルンの市内のイベントだけではなく、メルボルン周辺のサブurbのイベントや、観光名所、またはアウトドアで楽しめる小旅行の情報なども載っています。これからの季節、フルーツなどのピッキング+ワイナリーの観光なども楽しいかもしれませんね。

それでは皆様、デイトライツセービングの間の夏を楽しんでください。

## CASA のサービスと性暴力・ファミリーバイオレンスについて

石堂裕子

### <CASAとは>

CASA (Centre Against Sexual Assault)は性暴力被害者の援助機関です。ビクトリア州には15ヶ所あります。主なサービスは、過去、およ

び最近、性暴力を受けた幼児、子供、成人被害者およびサバイバーへの秘密保持による無料支援 (CASAの場所によっては成人対象のみ、幼児、子供対象のみとサービスが変わってきます)。また性暴力の被害者、サバイバーをサポートしている友人や家族への電話支援とアドバイスもしています。24時間の危機対応 - 最近起きた性暴力(72時間以内)、短期 中期のカウンセリング、被害者/サバイバーへのアドボカシー(権利擁護)、グループ支援をおこなっています。

私が勤務している Barwon CASA (Geelong) では、性暴力カウンセリング、サポートとともに、ファミリーバイオレンスのカウンセリングとサポートも提供しています。

### <ファミリーバイオレンス>

ファミリーバイオレンスとは個人がその家族、配偶者、恋人などの親しい関係にある人に対して下記のような行為をすることです。

身体的虐待・暴力

性的虐待・暴力

暴行や、けがをさせる、またそうすると脅す

心理・精神的虐待 (例: 暴言をはかれる)

経済的虐待 (例: 金銭的制限)

社会的虐待 (例: 行動を制限される)

動物虐待(例: 家族のペットに危害を加える)

### ファミリーバイオレンスの現状

オーストラリアの女性3人に1人(34%)が15歳以降に身体的暴力を受けている(オーストラリア統計局 2012)が、およそ67%の被害者(女性)が最近の身体暴力の件を警察に届出していないと考えられています。80%以上の被害者は女性と子供で、大半の加害者は男性。ファミリーバイオレンスは男女の不対等な力関係による暴力支配や、社会における男尊女卑の考え方の残存が理由となり起こっているといわれています。

### 子供への影響

ファミリーバイオレンスは、目撃する子供にも様々な影響を与えます。オーストラリアの統計では4人に1人の子供はファミリーバイオレンスの暴力を目撃しているといわれています。暴力を目撃したことにより、子どもに様々な心身の症状が表れたり、暴力を目撃しながら育った子どもは、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもある、というリサーチの結果が出ています。

**<性暴力>**

**WHOによる定義:** 性的暴力とは性的な行動、不快な性的発言や誘惑、性的売買、もしくは性に対する威圧的な管理をするなど、性に関する如何なる行為を示す。これは、被害者とは関係なくどんな人によっても企てられ、また家庭や職場だけに限らずあらゆる状況下で引き起こされるものである。

**CASAによる定義:** 性暴力とは、個人が不快に思ったり、恐怖や脅威を感じる如何なる性的行動。誰かが身体的、情緒的な力を出そうとも、個人が合意しない性的な行為。多くの人が思っている以上に頻繁に起こるもので、性的嫌がらせ(セクハラ)やレイプなどの行為も含まれる。

**性暴力被害の統計 (オーストラリア)**

16歳以下では、女子3人のうち1人、男子6人のうち 1人に発生

成人女性では、4人に1人

セクハラは、女性5人に1人

4人に1人が親密なパートナーによる性暴力を受ける

性暴力の97%は男性によって振るわれている

被害者の80%は加害者の知り合いで信頼している

被害者の85%は女性

周縁化(社会から取り残された)された集団に多い発生率

**性暴力に関する事実**

ほとんどの犯人はごく普通の男性を装っていて、全ての所得層、民族、年齢層に属します。故意で意図的な行動であり、多くは家族、家庭内暴力の一要素。ほとんどは、被害者・サバイバーの家で被害をうけています。事実の過少報告、過小調査・捜査、少ない有罪判決が現状となっています。

**<ファミリーバイオレンス、性暴力に対して>****私たちにできること**

相手の話をありのままに受け止める

「あなたは決して悪くない、自分を責めないで」と伝える

被害者と子どもの安全を確認する

病院や警察に行くときに付き添う

相談窓口や専門機関への相談を勧める

**してはいけないこと**

相談内容を了承なしに第三者に話す

被害者を責めたり、否定的な発言をする

自分の意見を押し付ける

相談内容を加害者に確認する

からかったり、冗談でごまかしたりする

**地域としてできること**

FV、性暴力に関心を持ち、決して他人事ではないと考える

親しい間柄であっても暴力は許されない行為であることを「常識」とする

被害を受けている人を発見したり、近隣の家でFV、性暴力が起きているような場合は通報する

**パートナーとしてできること**

どんなことがあっても暴力は許されないということを自分自身の「常識」とする

自分の気持ちを相手に伝えるコミュニケーション力をつける

相手を尊重し、対等な関係を築くよう努力する

**<サポートサービス>**

ファミリーバイオレンス

inTouch Multicultural Centre Against Family Violence

Phone: 03 9413 6500

Toll free number: 1800 755 988

www.intouch.asn.au

Women's Domestic Violence Crisis Service

• Phone: 03 9322 3555

• Toll free number: 1800 015 188

http://www.wdvcs.org.au/

性暴力

Centre Against Sexual Assault (CASA)

www.casa.org.au

• CASA House (City) ph: 9635 3600

• Eastern (Ringwood East) ph: 9870 7330

• Gatehouse Centre (14歳までの子どもを対象) ph: 9345 6391

• Northern (Heidelberg West) ph: 9496 2240

• South Eastern (East Bentleigh) ph: 9897 2289

• West (Footscray) ph: 9687 8637

その他メルボルン外のCASAの情報などはCASAウェブサイトをご覧ください。Contactsのところにはビクトリア州すべてのCASAの連絡先が載っています。

Yuko Ishido (石堂裕子)

Barwon CASA カウンセラー

59-63 Spring Street Geelong West

03 5222 4318

\*\*\*\*\*

**オンブズマンについて****編集部**

オンブズマンという耳慣れない言葉が、たまにオーストラリアのテレビ、新聞、ラジオのニュースに登場することがあります。“Ombudsman”と綴りますが、英語ではなくもともとはスウェーデン語で、「権限を与えられた代理人」という意味とのことです。

オンブズマンとは、国や地方政府などの行政機関に対する市民の苦情を、政府または議会によって指名されたオンブズマンが、公共の利益にもとづく独立した中立な立場で調査し、行政側には是正、改革を求め、問題を解決していく制度のことです。

この制度が世界で最初に始まったのは、スウェーデンで憲法が制定された1809年でした。スウェーデン以外の国でオンブズマン制度が導入されたのは、20世紀にはいつからフィンランドが1919年、デンマークが1955年に、イギリス、フランスがそれに続き、オーストラリアは1976年でした。公私を問わず、組織の不正などを監視、告発することに関しては、watch dog, whistle blowerなどの言葉がよく聞かれますが、ombudsmanの独自性は、ombudsmanが国や地方自治体など公の行政に対して苦情申し立てをすることを主体とした制度であるということです。行政に対する一市民の苦情を聴き、両者の争いを中立的な独立した立場から解決していくことは、制度の腐敗を防ぎ、民主主義が機能していくための重要な要とみられています。現在、世界でオンブズマン制度を実施している国は120カ国に及んでいます。

通常、オンブズマン制度は二つあります。一つは、市民からの苦情を受け付け、中立公平な立場で原因を調査し問題を解決していくという、行政に対する市民の苦情処理。もう一つは、行政がきちんと運営されているかどうかを監視し、機能するように改善していく、というものです。

オンブズマン制度は、国によって違いがあり、議会で承認され法律化されている国と、そうではなく自治体や民間が独自に取り入れている国があります。日本にもオンブズマン制度はありますが、スウェーデンやイギリス、オーストラリアのように議会によってオンブズマンが任命されているわけではなく、いくつかの地方自治体や民間が、それぞれ独自にオンブズマン制度を取り入れています。オーストラリアでは 1960年代から、一部の州で部分的に導入されましたが、1976年のマルコム・フレザー政権のときに議会を通過し、翌年オンブズマンが正式に任命され、Ombudsman's office が設置されました。以来、何千、何万という苦情が寄せられ、オンブズマンの提案によって行政が改善されてきました。

現在、オーストラリアでは以下の部門でオンブズマン制度が採用されています。

Australian Taxation Department  
 Australian Defense Force Department  
 Australian Post  
 Immigration and Citizenship  
 The Law Enforcement  
 Centrelink  
 Child Support  
 Industry Ombudsman (この場合は行政にかぎらず電気、電話、銀行などの企業の運営、サービスに関する苦情を申し立てることができます。)

またこれらのほか、2009年に制定された Fair Work Act FIに基づいた Fair work Ombudsman は、職場、雇用関係に関するもので、最低賃金、就労条件、雇用条件における差別の撤廃、などが含まれていて、職場、労使関係においての違反行為を監視し、職場関係に関するアドバイス、権利と義務の教育、セーフティネットに関する情報の提供などを目的としています。Fair Work に関してもっと詳しく知りたい場合は、Fair Work Information line 13 13 94 の電話サービスが設置されていますので、これを利用するといいいでしょう。通訳が必要な場合は Translating and Interpreting Service (TIS) 131 450 が常時受け付けてくれることになっています。

さて、実際に上記のオンブズマンへ苦情を申し立てる手段は、電話、手紙、ファックス、Online があり、誰かに代弁、代筆してもらうことも可能です。費用は無料。英語のできない移民者のためには翻訳、通訳のアレンジもしてくれます。約 20カ国語に及ぶ苦情シートもありますが、残念ながら日本語はありません。

苦情レポートを提訴するに関しては、以下のことを明記する必要があります。

- 氏名、日付
- 何が起こったか。(例えば最低賃金以下の賃金しか支払われていない、など)
- その場所、日時、証人の可否(詳細)、証拠(写真、医学的、化学的、ドキュメント)の提出の可否
- すでに何らかの行動を取ったかどうか。

- 苦情に対してどのような解決策を求めるか。

これに対してオンブズマンからは、直ぐに解決策を得られる場合がありますが、調査などを必要とする場合は、何ヶ月もかかることがあります。その場合は、進展の過程を知らせてもらえることになっています。

オーストラリアのオンブズマン制度について詳細を知りたい方、具体的にそれぞれの苦情レポートのあて先を知りたい方は、次のウェブサイトを開いてみてください。

[www.ombudsman.gov.au](http://www.ombudsman.gov.au)

また オンブズマン制度は、オーストラリア国内でも州によって制度が多少異なる場合があります。具体的に オンブズマンを利用する場合は、その州の制度を確かめてからにするといいいでしょう。

\*\*\*\*\*

## 健康な食生活のために

～Product of Australia? Made in Australia?～ 編集部

健康の3大要素は、食事、運動、睡眠といわれています。そのなかでも大切なのが食事。食べなければ生命を維持することはできません。また微量であっても異物、化学薬品が体内に蓄積されれば健康が損なわれます。その人の食生活はその人の姿、人柄をも表す、ともいわれます。さて、その食生活についてですが、大事なことは、健康を維持するためにはどんな食べものが必要か知ることでしょう。その上で必要なものをバランスよく食べていけばいいわけですが、現代では、それがかなり難しくなってきました。それというのも、食品加工物には保存料その他の化学薬品が使われるようになったからです。原産物の野菜、果物にも、農薬や遺伝子組み換え、食用のための家畜にも、成長を速めるホルモン剤、病気感染を防ぐ抗生物質を与える農場もあるようです。

またグローバリゼーションにより、オーストラリアのスーパーマーケットには世界中の製品がある、といっても過言ではありません。カートを押してひと回りすれば、大抵の食品は手に入る便利な世の中ではありますが、食品安全の基準は国によって異なります。ヨーロッパ、アメリカ、オーストラリアなどでは、ある程度の基準が法によって定められています。安全基準は国によって異なり、国によっては安全基準は名目だけで、法はあっても無きに等しい、という場合もあります。

そこで重要になってくるのは、その食品がどこで生産され作られたか、ということになります。オーストラリアでは生産国の明示が義務づけられています。農産物の場合はProduct of Australia, America, Mexico, China などと明記していますが、加工品などはかなり曖昧で、解りにくいところがあります。例えば、スーパーマーケットでデリカテッセンのハム、ソーセージ売場に立ったとします。ハムにはいろいろな種類があり、同種類の中にも、それぞれにProduct of Australia, Grown Australia, Made in Australia, Australian Made, Manufactured in Australia, Made in Australia using imported material, Own by Australia などと書かれたフダが付いています。これはハムに限らず、農産物、加工食品、缶詰にも表示されていますが、紛らわしい限りです。それで、それぞれどう違うのかちょっと調べてみました。

### Product of Australia, Grown Australia

家畜、農産物の場合、種などの植え付けがオーストラリアでなされて、オーストラリアで育ち収穫されたものに限ります。Product of Australia は主として加工製品に使われ、Grown Australiaは生鮮食品に使われます。

**Made in Australia, Australian Made, Manufactured in Australia**

これらは、生産された場所がオーストラリアであり、生産コストの50%以上がオーストラリアであること。原材料がオーストラリア産であることは関係なく、全ての材料が輸入品である場合もこの表示が使われます。

**Made in Australia using imported material**

これはオーストラリアで作られてはいるが輸入材料を使用している場合。

**Australian Owned**

この場合は製品の内容には関係なく、事業運営の51%以上がオーストラリアの事業主、会社であること。

以上の情報は、下記のサイトを参考にしました。

[acc.gov.au/consumers](http://acc.gov.au/consumers)

[choice.com.au](http://choice.com.au)

[smh.com.au](http://smh.com.au)

皆様のお買い物の参考にできれば幸いです。

**ホープコネクションからのお知らせ****ホープコネクション 日本語電話相談 困り事・悩み事、お気軽に匿名でどうぞ**

電話番号：0408-574-824

受付時間：月・水・木曜日 午前10時～午後3時まで

ご相談はEメール:[info@hopeconnection.org.au](mailto:info@hopeconnection.org.au)でも受付けています。お気軽にご利用下さい

クリスマス～年末年始：2014年12月19日～2015年1月11日はお休みです。ご了承ください。

**ホープコネクション シニア・サービス 鈴の会**

ホープコネクションでは、毎週木曜日の午後ブランチにあるコミュニティセンターのミーティングルームで、シニアの方々を中心に、アクティビティを催しています。参加資格は、特になし。年齢、性別、国籍、すべて何でも結構。ただ、日本語が話せる方が便利かと・・・。ともかくどなたでもどうぞ。参加費は無料、参加申込も必要ありません。第2週のお茶会では日本語図書の貸出しもしています。お気軽に立ち寄ってください。

このところ、麻雀好きの方が集まって毎週1時から4時30分まで卓を囲んでいます。腕自慢の方のみならず、初心者の方も歓迎だそうです。

第1木曜日：書道の会。

第2木曜日：お茶会。そのあと午後3時から社交ダンス教室。

第3木曜日：パソコン自習講座。

第4木曜日：絵画教室。

第5木曜日：コンピューター技術者根本雅之さんのパソコン講座。次回は2015年1月29日の開催予定です。

場所：Grattan Gardens Community Centre 40 Grattan Street Prahran

日時：毎木曜日、午後1時から3時

参加費：無料

問合せ：上記のホープコネクション電話相談・メール相談へ

12月11日は今年最後の鈴の会になりますので、ささやかな忘年会と書道の会・絵画の会からの作品展示を計画しています。

準備の都合で、この日参加については12月8日(月)までの申し込みをお願いしています。上記の電話相談・メール相談までどうぞ。

2015年は、第4週1月22日(木)絵画教室から再開です。

**Special Thanks to-**

ホープコネクションの活動は多くの方のご支援、ご好意、ご協力に支えられています。ほんとうにありがとうございます。

庭野平和財団、Good Neighbours Trust Fund、New Hope Foundation、Moshi-Moshi ページ Pty Ltd.、メルボルン在住匿名希望の方、Victorian Multicultural Commission、伝言ネット、ユーカリ出版、Education Logistics、JCV、豪日協会、佐川義人、Timothy McDonald、Michael Morris、洋子マーフィー、NEC、メルボルン日本人会、大隈良譲、Sandra Roeg、SBS 日本語放送、天野行哲、加茂前千代、Christine J. Rodan、吉澤通明、山本和儀、Mark Preston、Stacey Steele、鈴木月子、田村真美、村越庸子、Jennie Rice、City of Stonnington、City of Port Phillip、Kiyomi Campbell、ZZZ、日豪プレス、Maria Palmares、嘉志摩江身子、2006日豪交流年、新保道滄、Leigh Trinh、岩本幸子、入江鈴子、斉藤喜夫、前川由紀子、与那覇麻紀、峰岸夏子、樽井千賀子、永野智子、Mayumi International、古橋和子、ワタダチユキ、水上徹男、根本雅之、森下恵子、励中行、横田仁子、占部英高、稲葉育代、中嶋一憲、スターク章子、伊藤修、浅原由江、南川紗楽、細野祥子、河野喜美代、福島尚彦、石堂裕子(敬称略・順不同)